

令和 8 年 度

## 定期監査(前期)結果報告書

笠岡市監査委員



笠 監 第 9 1 号

令和8年9月18日

笠岡市長 栗尾典子 殿

笠岡市議会議長 仁科文秀 殿

笠岡市教育委員会 殿

笠岡市監査委員 中西尚子

同 大本邦光

令和8年度定期監査(前期)の結果について(報告)

笠岡市監査基準第18条第2項及び地方自治法第199条第1項,第2項及び第4項の規定に基づき定期監査を実施したので,同基準第31条第1項及び同法第199条第9項の規定により,その結果に関する報告を提出します。



## ～ 目 次 ～

|     |           |    |
|-----|-----------|----|
| 1   | 監査の期間及び対象 | 1  |
| 2   | 監査の範囲及び方法 | 1  |
| 3   | 監査の結果     | 2  |
| (1) | 認定こども園    | 3  |
| (2) | 小学校・中学校   | 6  |
| (3) | 出張所       | 10 |
| (4) | 恵風荘       | 11 |
| (5) | 診療所       | 12 |
| (6) | 学校給食センター  | 14 |

(注) 諸表中の金額は、原則として表示の1桁下位を四捨五入した。  
このため計数が一致しない場合がある。



## 1 監査の期間及び対象

令和8年5月28日から令和8年7月2日までの間、次のとおり実施した。

| 実施の日      | 監査の対象       | 実施の日      | 監査の対象     |
|-----------|-------------|-----------|-----------|
| 令和8年5月28日 | 北 木 島 出 張 所 | 令和8年6月23日 | 金 浦 中 学 校 |
| 令和8年6月1日  | 笠 岡 東 中 学 校 |           | 金 浦 小 学 校 |
|           | 神 内 小 学 校   |           | 大 井 小 学 校 |
|           | 青空認定こども園    |           | 学校給食センター  |
| 令和8年6月19日 | 新 山 小 学 校   | 令和8年7月2日  | 六 島 小 学 校 |
|           | 新 吉 中 学 校   |           | 六 島 診 療 所 |
| 令和8年6月22日 | 恵 風 荘       |           |           |
|           | 城 見 小 学 校   |           |           |
|           | 陶 山 小 学 校   |           |           |

## 2 監査の範囲及び方法

令和7年度における財務に関する事務並びに施設、備品及び防災に関する事務が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼とし、併せて認定こども園、小学校、中学校（以下「学校等」という。）における徴収金の集金方法・管理等及び準公金の取扱いに重点を置くとともに、児童生徒等の安全の確保を図るため、安全計画等がきちんと策定されており、関連する防災計画等が策定されているかについて実施した。実施に当たっては、事前に監査資料の提出を求め、関係諸帳簿を確認・点検するとともに実地監査のほか関係職員の説明を聴取するなどにより実施した。

また、前回の定期監査で改善等指摘した事項が適正に処理されているかどうかについても留意し、監査した。

### 3 監査の結果

財務に関する事務については、関係法令、条例、規則及び予算に準拠し、おおむね適正に執行されていると認められた。

施設関係では、閉校となった施設あるいは閉校予定の施設においても、引き続き避難所として活用する場合は、体育館だけを避難所とするのではなく、エアコンが設置されている教室の活用も含めて、学校全体を活用した避難所のあり方について検討をお願いしたい。

防災関係については、各施設において防災計画等が作成され、避難訓練・安全指導が行われていた。また、不審者侵入対策訓練を行っている学校等も見られたが、一部の学校では行われていなかったため、児童生徒等の安全確保を図るためにも教師等の研修や児童生徒と一緒に訓練を行うよう努められたい。

備品については、今回の監査対象期間中に購入した備品を中心に、抽出により監査した結果、備品の配置場所の確認や備品台帳の整理等が必ずしも適切に行われていないものが見受けられた。笠岡市物品管理規則により、適切な備品管理に努められたい。

学校徴収金については、おおむね適切に管理されていた。陸地部の学校においては、口座振替方式での徴収が導入されている一方で、支払い時には、振込手数料の関係から、現金で支払うといったところが多く見られた。島しょ部においては、現金での徴収がなされている。引き続き、笠岡市立小中学校徴収金等取扱要項に基づき、学校徴収金の適正かつ効率的な管理・執行及び保護者負担の適正化を図ることに努められたい。

準公金について、学校給食センターにおいては、決算関係書類等一部に笠岡市準公金取扱要綱の規定どおりに行われていないものが見受けられた。同要綱の規定に従い、適正な処理に努められたい。

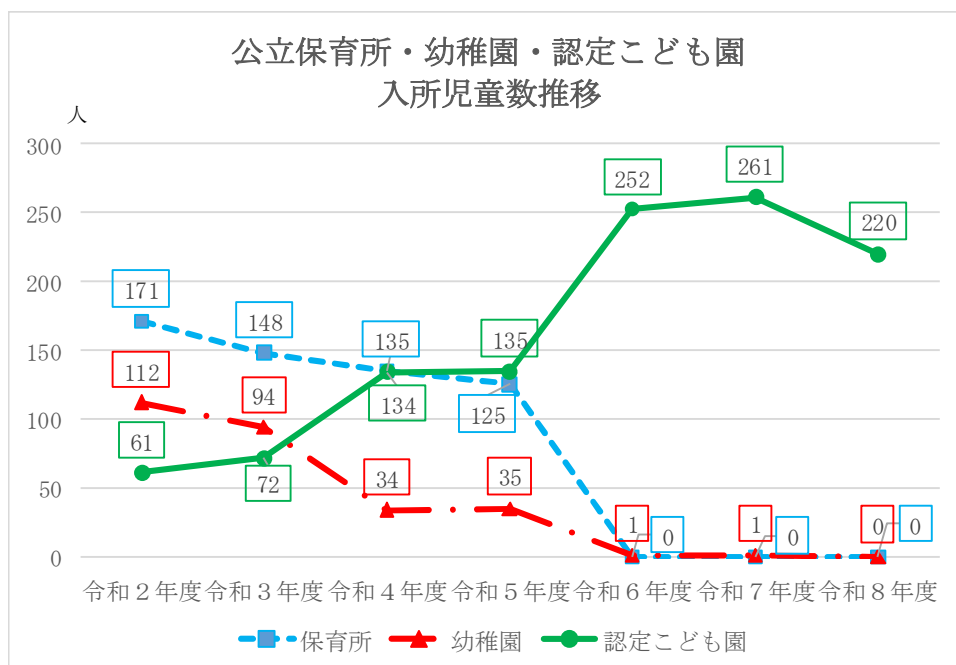
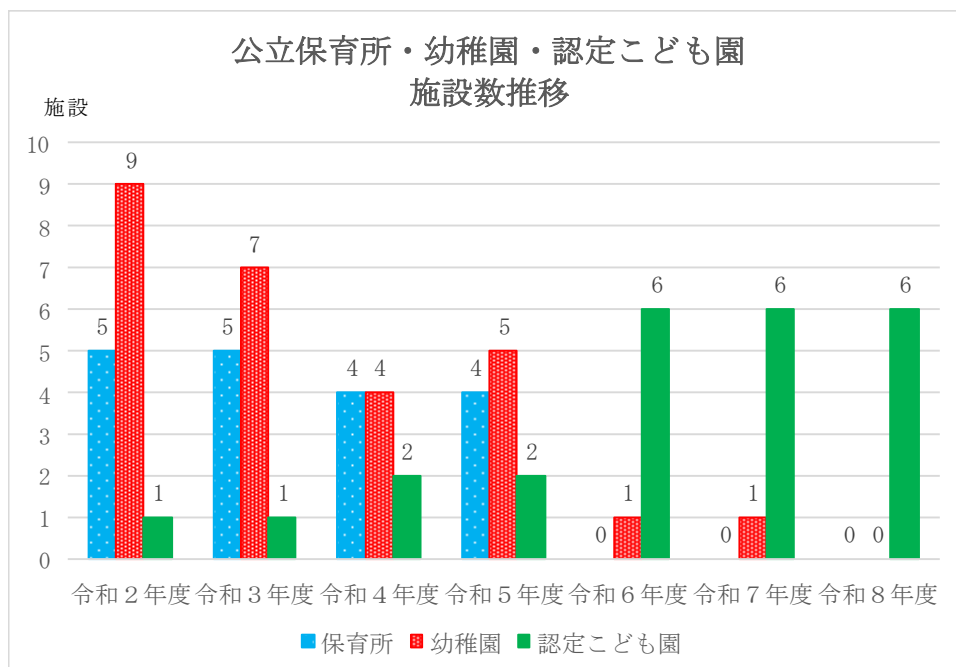
北木島出張所において、公金の一時保管及び送達の状況の監査を行ったところ、適切に管理及び処理されていた。

前回の定期監査で指摘した事項は、改善措置がなされ、おおむね適切に対応されていた。

なお、軽微な注意事項については、関係者に改善指導したので記述を省略した。

## (1) 認定こども園

令和2年度に設置された、青空認定こども園を始めとした幼保連携型の認定こども園に移行する一方で、単独の保育所や幼稚園の数は減少し、令和7年度末には市内唯一の幼稚園であった北木西幼稚園も休園した。



※令和5年度：井笠地域広域入所開始

令和6年度：備後圏域広域入所開始

園児数と児童数の推移（監査対象）

| こども園名 | 年 度 | 1号<br>2.3号 | 定員<br>(人) | 0～2<br>歳(人) | 3 歳<br>(人) | 4～5<br>歳(人) | 計<br>(人) | 充足率<br>% |
|-------|-----|------------|-----------|-------------|------------|-------------|----------|----------|
| 青空    | 令和4 | 教育         | 15        | 0           | 1          | 3           | 88       | 97.8     |
|       |     | 保育         | 75        | 28          | 17         | 39          |          |          |
|       | 令和5 | 教育         | 15        | 0           | 0          | 2           | 91       | 101.1    |
|       |     | 保育         | 75        | 25          | 22         | 42          |          |          |
|       | 令和6 | 教育         | 15        | 0           | 0          | 1           | 81       | 90.0     |
|       |     | 保育         | 75        | 23          | 19         | 38          |          |          |
|       | 令和7 | 教育         | 15        | 0           | 1          | 1           | 67       | 74.4     |
|       |     | 保育         | 75        | 22          | 10         | 33          |          |          |
|       | 令和8 | 教育         | 15        | 0           | 0          | 1           | 49       | 54.4     |
|       |     | 保育         | 75        | 16          | 10         | 22          |          |          |

※ 各年度、児童数は4月1日現在、園児数は5月1日現在

ア 施設について

子ども・子育て支援法に基づき、教室等は、適切に維持管理されていた。また、園庭にある遊具は、保育教諭が1か月に1度点検を行っていた。引き続き、園児の安全確保のため点検を行うとともに、補修又は改良を要する箇所が発生した場合には、早急に対応されたい。

イ 備品について

備品については、神島保育所から移管された旧備品台帳のため、保管場所が現状と合っていないものが見受けられた。

ウ 防災等について

認定こども園では、子ども・子育て支援法に基づき、毎年、安全計画と防災計画（火災対策、地震・津波対策）を策定し、その中で、避難訓練を毎月行っていた。また、園児の安全確保を図るため、不審者侵入対策訓練も行っていた。今後とも、避難訓練及び不審者侵入対策訓練を継続して行い、園児等の安全確保に努められたい。

エ 予算等事務について

予算の執行及び諸帳簿の整理は、おおむね適正に処理されていた。

こども育成課から監査対象の認定こども園に配当された令和7年度予算の執行状況は、次のとおりである。

### 令和7年度 認定こども園費配当予算執行状況

| 認定こども園名 | 認定こども園配当分 |       |      | 児童1人当たりの支出済額 |
|---------|-----------|-------|------|--------------|
|         | 予算配当額     | 支出済額  | 執行率  |              |
|         | 千円        | 千円    | %    | 円            |
| 青 空     | 7,722     | 7,452 | 96.5 | 111,229      |

※ 需用費・役務費・備品購入費（図書購入費）である。  
 需用費のうち賄材料費には保育士等職員分も含んでいる。

#### オ 徴収金の徴収及び管理について

監査対象の認定こども園の徴収金の状況については、保護者会費のみを園で徴収しており、全て現金での集金であった。現金集金方法に内在するリスクや現金の管理に留意するとともに、口座振替に変更出来ないか検討されたい。

## (2) 小学校・中学校

小学校 13 校，中学校 6 校（組合立小北中学校は含まない）の児童・生徒数及び監査対象別の児童・生徒数の推移は次のとおりで，減少傾向にある。

小学校は，令和 5 年度から今井小学校が笠岡小学校へ統合して廃校となり，令和元年度から白石小学校，令和 4 年度から真鍋小学校が休校となっていたが，令和 7 年度末をもって廃校となった。また，令和 8 年度に北木小学校が休校となり，施設数は 1 か所減少している。

中学校は，令和 2 年度から北木中学校，令和 4 年度から白石中学校が休校となり，令和 7 年度に真鍋中学校が休校となっていたが，令和 7 年度末をもって廃校となった。

### 児童・生徒数の推移

#### 〔小学校〕

|         | 学校数 | 男   | 女   | 計     | 指 数 |
|---------|-----|-----|-----|-------|-----|
|         |     | 人   | 人   | 人     |     |
| 令和 4 年度 | 15  | 989 | 938 | 1,927 | 100 |
| 令和 5 年度 | 14  | 950 | 906 | 1,856 | 96  |
| 令和 6 年度 | 14  | 917 | 895 | 1,812 | 92  |
| 令和 7 年度 | 14  | 873 | 831 | 1,704 | 90  |
| 令和 8 年度 | 13  | 820 | 800 | 1,620 | 84  |

#### 〔中学校〕

|         | 学校数 | 男   | 女   | 計   | 指 数 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|
|         |     | 人   | 人   | 人   |     |
| 令和 4 年度 | 7   | 459 | 492 | 951 | 100 |
| 令和 5 年度 | 7   | 466 | 465 | 931 | 98  |
| 令和 6 年度 | 7   | 467 | 453 | 920 | 97  |
| 令和 7 年度 | 6   | 450 | 436 | 886 | 93  |
| 令和 8 年度 | 6   | 448 | 423 | 871 | 92  |

※ 各年度の 5 月 1 日現在（学校数には休校を含まない。）

※ 指数は，令和 4 年度を 100 とする。

## 児童・生徒数の推移（監査対象別）

〔小学校〕

| 校名 | 年度  | 男<br>(人) | 女<br>(人) | 計<br>(人) | 指数  | 校名 | 年度  | 男<br>(人) | 女<br>(人) | 計<br>(人) | 指数  |
|----|-----|----------|----------|----------|-----|----|-----|----------|----------|----------|-----|
| 金浦 | 令 4 | 94       | 96       | 190      | 100 | 新山 | 令 4 | 25       | 29       | 54       | 100 |
|    | 令 5 | 88       | 99       | 187      | 98  |    | 令 5 | 23       | 23       | 46       | 85  |
|    | 令 6 | 88       | 96       | 184      | 97  |    | 令 6 | 18       | 26       | 44       | 81  |
|    | 令 7 | 85       | 85       | 170      | 89  |    | 令 7 | 17       | 25       | 42       | 78  |
|    | 令 8 | 80       | 85       | 165      | 87  |    | 令 8 | 13       | 19       | 32       | 59  |
| 城見 | 令 4 | 58       | 67       | 125      | 100 | 神内 | 令 4 | 66       | 40       | 106      | 100 |
|    | 令 5 | 60       | 56       | 116      | 93  |    | 令 5 | 55       | 37       | 92       | 87  |
|    | 令 6 | 60       | 53       | 113      | 90  |    | 令 6 | 64       | 36       | 100      | 94  |
|    | 令 7 | 50       | 48       | 98       | 78  |    | 令 7 | 60       | 30       | 90       | 85  |
|    | 令 8 | 50       | 47       | 97       | 78  |    | 令 8 | 59       | 34       | 93       | 88  |
| 陶山 | 令 4 | 19       | 11       | 30       | 100 | 六島 | 令 4 | 1        | 0        | 1        | 100 |
|    | 令 5 | 19       | 10       | 29       | 97  |    | 令 5 | 1        | 0        | 1        | 100 |
|    | 令 6 | 17       | 7        | 24       | 80  |    | 令 6 | 1        | 1        | 2        | 200 |
|    | 令 7 | 18       | 7        | 25       | 83  |    | 令 7 | 1        | 1        | 2        | 200 |
|    | 令 8 | 20       | 9        | 29       | 97  |    | 令 8 | 0        | 1        | 1        | 100 |
| 大井 | 令 4 | 93       | 80       | 173      | 100 |    |     |          |          |          |     |
|    | 令 5 | 80       | 67       | 147      | 85  |    |     |          |          |          |     |
|    | 令 6 | 83       | 71       | 154      | 89  |    |     |          |          |          |     |
|    | 令 7 | 79       | 66       | 145      | 84  |    |     |          |          |          |     |
|    | 令 8 | 71       | 67       | 138      | 80  |    |     |          |          |          |     |

〔中学校〕

| 校名  | 年度  | 男<br>(人) | 女<br>(人) | 計<br>(人) | 指数  | 校名 | 年度  | 男<br>(人) | 女<br>(人) | 計<br>(人) | 指数  |
|-----|-----|----------|----------|----------|-----|----|-----|----------|----------|----------|-----|
| 笠岡東 | 令 4 | 162      | 202      | 364      | 100 | 新吉 | 令 4 | 45       | 43       | 88       | 100 |
|     | 令 5 | 164      | 171      | 335      | 92  |    | 令 5 | 44       | 44       | 88       | 100 |
|     | 令 6 | 176      | 170      | 346      | 95  |    | 令 6 | 43       | 36       | 79       | 90  |
|     | 令 7 | 180      | 169      | 349      | 96  |    | 令 7 | 37       | 38       | 75       | 85  |
|     | 令 8 | 186      | 168      | 354      | 97  |    | 令 8 | 29       | 41       | 70       | 80  |
| 金浦  | 令 4 | 98       | 88       | 186      | 100 |    |     |          |          |          |     |
|     | 令 5 | 98       | 87       | 185      | 99  |    |     |          |          |          |     |
|     | 令 6 | 94       | 94       | 188      | 101 |    |     |          |          |          |     |
|     | 令 7 | 97       | 85       | 182      | 98  |    |     |          |          |          |     |
|     | 令 8 | 89       | 84       | 173      | 93  |    |     |          |          |          |     |

※ 各年度の 5 月 1 日現在

※ 指数は、令和 4 年度を 100 とする。

### ア 施設について

教室・体育館については、適切に維持管理されていたが、一部の校舎では、天井のコンクリートの剥がれやひび割れが散見された。また、校庭にある遊具等については、学校保健安全法により毎学期 1 回以上点検することとなっているが、1 か月に 1 度点検を行っており、基準以上の対応がなされていた。引き続き、児童・生徒の安全確保のため、補修又は改良を要する箇所については、早急に対応されたい。

#### イ 備品について

備品については、今回の監査対象期間中に購入した備品を中心に、抽出により監査した結果、備品の配置場所が備品台帳の記載と整合していないなど、備品台帳の整理等が必ずしも適切に行われていないものが見受けられた。笠岡市物品管理規則に準じて、適切な備品管理に努められたい。

#### ウ 防災等について

学校保健安全法に基づいて全学校等で安全計画及び防災計画（火災対策、地震・津波対策）を策定しており、避難訓練を最低毎学期ごとに1回行うなど、積極的に取り組んでいる。また、児童生徒等の安全の確保を図るため、不審者侵入対策訓練を行っているところも見られた。引き続き、災害等の対処方法を関係者に周知するとともに、保護者や地域住民、関係機関との連携に努め、不測の事態に備えられたい。なお、火災報知器・消火器については、定期的に点検し、適切に整備・管理されていた。

さらに、島しょ部の学校では、休日・夜間の防災管理において、陸地部と同等の防災管理の実施が困難であるため、防災管理体制について注意されたい。

また、学校によってはイノシシが校庭内に出没しており、児童・生徒等の安全確保のためにも対策をお願いしたい。

#### エ 部活動での大会等に出場する際の送迎について

中学校では、部活動の大会等に出場する際の送迎について聞き取りを行った。県大会等で会場が遠方な場合は、マイクロバス等を借上げて送迎する。または、公共交通機関を利用する。あるいは、経費等の関係もあり保護者が自分の子どもを連れていくといった対応で行われていた。このような対応は、令和8年6月30日に文部科学省から発出された「「学校教育等に関する移動の安全確保のための対策」のとりまとめについて」の中で決められている送迎の仕方としては認められているものであった。今後は、前述の通知に従い、出発前に運転者及び自動車の状況に関する確認を行うなど、安全確保についてより一層の徹底をお願いしたい。

#### オ 予算等事務について

予算の執行及び諸帳簿の整理は、おおむね適正に処理されていた。

なお、小学校における配当予算の執行状況において、一部に予算費目の執行誤り等が見られた。また、配当予算の執行時には、教育委員会において各小学校の予算

配当額と予算費目との照合に留意されたい。

教育委員会から監査対象の学校に配当された令和7年度予算の執行状況は、次のとおりである。

#### 令和7年度 学校管理費 配当予算執行状況

| 学 校 名     | 学校配当分（小学校） |       |      | 児童1人当たりの支出済額 |
|-----------|------------|-------|------|--------------|
|           | 予算配当額      | 支出済額  | 執行率  |              |
|           | 千円         | 千円    | %    | 円            |
| 金 浦 小 学 校 | 2,218      | 2,200 | 99.2 | 12,938       |
| 城 見 小 学 校 | 1,653      | 1,606 | 97.1 | 16,386       |
| 陶 山 小 学 校 | 976        | 888   | 91.0 | 35,526       |
| 大 井 小 学 校 | 1,944      | 1,818 | 93.5 | 12,539       |
| 神 内 小 学 校 | 1,584      | 1,473 | 93.0 | 16,368       |
| 六 島 小 学 校 | 657        | 472   | 71.9 | 236,028      |

| 学 校 名     | 学校配当分（中学校） |       |       | 生徒1人当たりの支出済額 |
|-----------|------------|-------|-------|--------------|
|           | 予算配当額      | 支出済額  | 執行率   |              |
|           | 千円         | 千円    | %     | 円            |
| 笠岡東中学校    | 4,023      | 4,023 | 100.0 | 11,526       |
| 金 浦 中 学 校 | 2,486      | 2,457 | 98.8  | 13,500       |
| 新 吉 中 学 校 | 1,496      | 1,439 | 96.1  | 19,180       |

※ 需用費・役務費・備品購入費（図書購入費）である。

#### カ 学校徴収金の徴収及び管理について

学校等徴収金の会計事務については、学校給食費や学級費などはおおむね適正に処理されていた。

学校徴収金の徴収状況については、令和2年度に陸地部の全学校等において口座振替方式に移行が完了しているが、振替不能の場合には現金集金となるなど一部で現金での徴収が見られた。

なお、島しょ部の学校では児童・生徒数が少なく、また金融機関も限られることから口座振替方式への移行は進んでいない。

今後は、引き続き笠岡市立小中学校徴収金等取扱要項に基づき、学校徴収金の適正かつ効率的な管理・執行及び保護者負担の適正化を図ることに努められたい。

### (3)出張所

#### ア 予算の執行について

予算の執行，諸帳簿等関係書類は，おおむね適正に処理されていた。

令和7年度における北木島出張所の公金の収納状況は次のとおりである。

| 出張所     | 戸籍住民登録等手数料 | し尿収集券販売 | 市税，介護保険料等 | 水道料金 | その他 | 計     |
|---------|------------|---------|-----------|------|-----|-------|
|         | 千円         | 千円      | 千円        | 千円   | 千円  | 千円    |
| 北木島 出張所 | 36         | 1,117   | 3,185     | 76   | 374 | 4,787 |

※ その他は，へき地集会所地元負担金・施設使用料などである。

なお，北木島出張所で，業務外の公民館の貸館の申請や料金収入が行われており，今後，出張所業務における公民館業務のあり方について見直しが必要と考える。

#### イ 郵券受払簿，自動車運転手帳等管理状況について

北木島出張所において，郵券受払簿，自動車運転手帳の管理状況を監査した結果，おおむね適切に保管・管理されていた。引き続き，適切に管理されたい。

#### ウ 公金の一時保管及び送達の実行について

各出張所で取り扱う現金については，適切に管理されていた。引き続き，笠岡市会計規則に準じて適切に管理されたい。

北木島出張所管内の人口の推移は次のとおりである。

### 出張所管内人口の推移

| 区 分<br>(所管区域)    | 年度  | 男        | 女        | 計        | 65歳以上の人口 |          |          | 高齢化率<br>% |
|------------------|-----|----------|----------|----------|----------|----------|----------|-----------|
|                  |     |          |          |          | 男        | 女        | 計        |           |
| 北木島出張所<br>(北木島町) | 令和3 | 人<br>286 | 人<br>360 | 人<br>646 | 人<br>197 | 人<br>286 | 人<br>483 | 74.77     |
|                  | 令和4 | 270      | 346      | 616      | 183      | 276      | 459      | 74.51     |
|                  | 令和5 | 254      | 318      | 572      | 177      | 259      | 436      | 76.22     |
|                  | 令和6 | 235      | 300      | 535      | 168      | 246      | 414      | 77.38     |
|                  | 令和7 | 214      | 279      | 493      | 155      | 229      | 384      | 77.89     |

(注) 各年度の3月31日現在

#### (4) 恵風荘

身体上又は精神上不自由があり日常生活を営むことが困難な人に対して生活扶助が行われている。令和8年4月1日現在、31名（男性18名、女性13名）が入所しており、入所者数の推移は次のとおりである。

#### 入 所 者 数 の 推 移

(単位：人)

| 項 目 \ 年 度     | 令和3 | 令和4 | 令和5 | 令和6 | 令和7 |
|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 定 員           | 50  | 50  | 50  | 50  | 50  |
| 新 規 入 所 者 数   | 3   | 2   | 4   | 1   | 3   |
| 退 所 者 数       | 2   | 2   | 2   | 5   | 3   |
| 年 度 末 入 所 者 数 | 33  | 33  | 35  | 31  | 31  |

なお、令和8年度より定員数を今までの50人から40人に減少させている。

#### ア 施設について

施設については、適切に管理されていた。

#### イ 備品について

備品については、適切に管理されていた。引き続き笠岡市物品管理規則に準じて、適切な備品管理に努められたい。

#### ウ 防災について

防災については、消防計画に基づき、避難訓練を基本月1回計画的に実施していた。火災報知器・消火器は、定期的に点検し、適正に整備・管理されていた。

#### エ 予算の執行等について

予算の執行及び予算に関する諸帳簿の整理は、おおむね適正に処理されていた。また、給食材料の受払いについても、適正に処理されていた。

## (5) 診療所

### 【六島診療所】

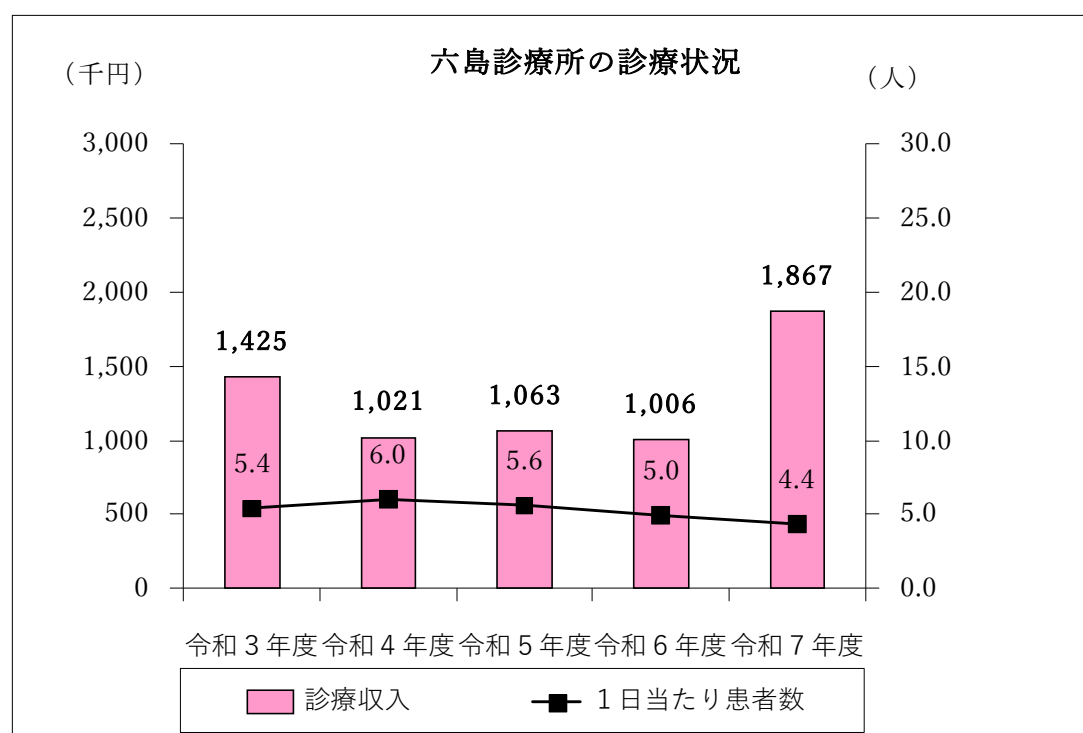
#### ア 施設概要について

診療業務を委託している笠岡市立市民病院からの派遣医師により、内科の診療が月2回行われている。令和7年度の診療収入は186万円で、前年度から86万円増加しているが、1日当たりの患者数は4.4人で、前年度から0.6人減少している。

年間の診療日数、利用患者数及び診療収入の推移は、次のとおりである。

六島診療所の診療状況

|             | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 | 令和7年度 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 診療日数(日)     | 23    | 24    | 24    | 21    | 24    |
| 利用患者数(延人)   | 124   | 143   | 135   | 104   | 105   |
| 1日当たり患者数(人) | 5.4   | 6.0   | 5.6   | 5.0   | 4.4   |
| 診療収入(千円)    | 1,425 | 1,021 | 1,063 | 1,006 | 1,867 |



#### イ 備品について

備品については、今回の監査対象期間中の購入はなかった。適切に管理されていたが、今は使用されていない古い備品については、廃棄するなど適正に処理するよう努められたい。

ウ 予算の執行について

予算の執行及び予算に関する諸帳簿の整理は，おおむね適正に処理されていた。

エ 今後のあり方について

笠岡諸島の他の島では，オンライン診療が既に始まっているところもあり，島の住民の意見を聞きながら六島診療所についてもオンライン診療の導入ができないか検討を行うよう努められたい。

## (6) 学校給食センター

### ア 施設について

給食配送の対象となるのは島しょ部を除く市内小・中学校（組合立小北中学校を含む）で、新施設に移行した平成30年5月以降は、幼稚園にも提供していたが、認定こども園では自園内で給食を作るため、令和2年度から徐々に認定こども園への移行が進むことにより提供人数が少なくなり、令和6年度に全てが認定こども園に移行されたことから提供を終えた。

年間総提供数は、新型コロナウイルス感染対策により令和3年度までは増加したものの、令和4年度以降は、児童生徒数の減少と、幼稚園が認定こども園に移行されたに伴い、令和6年度は前年度に比べ20,314食、令和7年度は前年度に比べ20,720食、減少している。

給食の対象人数と年間総提供数

|       | 小学校 |       | 中学校 |       | 幼稚園 |      | 提供人数計 | 年間総提供数  | 提供数増減<br>(対前年度) |
|-------|-----|-------|-----|-------|-----|------|-------|---------|-----------------|
|       | 校数  | 対象人数  | 校数  | 対象人数  | 園数  | 対象人数 |       |         |                 |
|       | (校) | (人)   | (校) | (人)   | (園) | (人)  | (人)   | (食)     |                 |
| 令和3年度 | 13  | 2,295 | 7   | 1,164 | 7   | 120  | 3,579 | 676,920 | 9,067           |
| 令和4年度 | 13  | 2,225 | 7   | 1,185 | 4   | 51   | 3,461 | 650,711 | ▲ 26,209        |
| 令和5年度 | 12  | 2,118 | 7   | 1,129 | 4   | 49   | 3,296 | 630,855 | ▲ 19,856        |
| 令和6年度 | 12  | 2,082 | 7   | 1,128 | —   | —    | 3,210 | 610,541 | ▲ 20,314        |
| 令和7年度 | 12  | 1,954 | 7   | 1,102 | —   | —    | 3,056 | 589,821 | ▲ 20,720        |

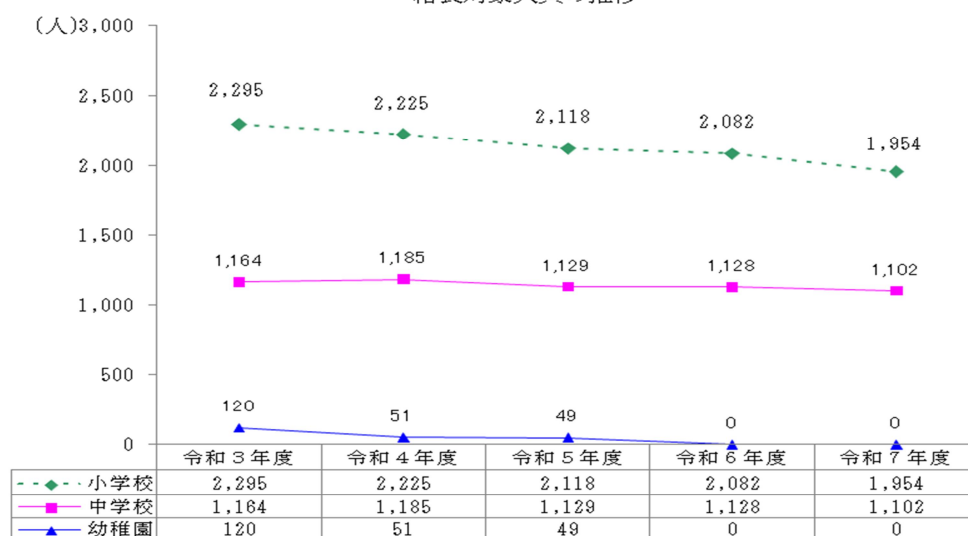
小学校は、平成29年度まで14校（平成30年度に大島東小学校、令和5年度に今井小学校が廃校）

幼稚園は、令和2年度まで8園（令和3年度に今井幼稚園、令和4年度に横江幼稚園と大島幼稚園が休園。

富岡幼稚園が令和4年度からひまわり認定こども園に。）

なお、令和7年度の1日当たりの給食配送数は、小学校12校で1,954食、中学校7校で1,102食、となっている。幼稚園は令和6年度から認定こども園に移行してなくなった。

給食対象人員の推移



※ 各年度の5月1日現在

また、令和8年度から公立小学校の児童に対し、国による「学校給食費の抜本的な負担軽減」が始まったことにより、通常児童1人/1か月当たり5,200円（年間11か月分）が補助され、小学生は保護者に1食原則290円負担していただいていたが、無償になった。一方、中学生は昨年度と変わらず、保護者に1食原則340円の負担をお願いしている。

#### イ 備品について

備品については、今回の監査対象期間中に購入した備品を中心に、抽出により監査した結果、一部の備品において備品シールが貼られていないものが見受けられた。笠岡市物品管理規則に準じて、適切な備品管理に努められたい。

#### ウ 防災について

消火器は、定期的に点検し、適正に整備・管理されていた。

#### エ 予算の執行等について

予算の執行及び予算に関する諸帳簿の整理は、おおむね適正に処理されていた。

#### オ 準公金について

学校給食会計の決算書類において監事2名が署名しなければいけないところ、1名の署名しかされていないなど不備が見受けられた。引き続き、笠岡市準公金取扱要綱に従い適切に管理されたい。